

事務連絡
令和5年5月8日

各都道府県・市町村 生活福祉資金貸付制度主管部局長 殿
各都道府県・市町村 生活困窮者自立支援制度主管部局長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室長

緊急小口資金等の特例貸付における償還猶予期間中の支援の取扱いについて

平素より、厚生労働行政の推進につき、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

緊急小口資金等の特例貸付のうち、緊急小口資金及び総合支援資金（初回貸付）については、令和5年1月より償還が開始されたところです。

これまで、償還免除の対象とならない借受人に対する支援について、「令和4年10月以降の生活困窮者支援の重層的実施及び緊急小口資金等の特例貸付の借受人への適切な対応について」（令和4年9月9日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡）及び「緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援について」（令和4年10月28日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡）により、各地で御対応いただき感謝申し上げます。このうち、償還免除に至らないものの償還が困難な借受人に対しては、生活再建に向けた必要な支援を行うほか、償還猶予を積極的に適用していただいています。

今般、下記のとおり、償還猶予期間中の借受人に対する支援の取扱いについてお示します。都道府県・市町村社会福祉協議会及び自立相談支援機関におかれましては、相互に連携体制を構築の上、御対応をお願いいたします。

各都道府県・市町村生活福祉資金貸付制度主管部局におかれては、管内の都道府県社会福祉協議会又は市町村社会福祉協議会へ周知いただくようお願い申し上げます。また、各都道府県・市町村生活困窮者自立支援制度主管部局におかれては、管内の自立相談支援機関へ周知いただくとともに、自立相談支援機関が都道府県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会と円滑かつ適切に連携体制を構築することができるようお取り計らいください。

記

緊急小口資金等の特例貸付における償還猶予期間中の借受人については、その多くが生活に困窮している状況にあると考えられ、必要な支援につなげていくことが求められている。そのため、現在、償還猶予期間中の借受人に対する支援を既に実施している場合も含め、その支援の取扱いについて、以下のとおりお示しする。

なお、本取扱いについては、都道府県社会福祉協議会及び市区町村社会福祉協議会並びに自立相談支援機関の間の緊密な連携が必要となるが、連携体制の構築に当たっては、引き続き都道府県社会福祉協議会が中心となって進めていただきたい。

(1) 社会福祉協議会での判断及び支援

- ① まず、都道府県社会福祉協議会又は市区町村社会福祉協議会は、償還猶予を受けている借受人について、償還猶予の相談時又は償還猶予中に個別に電話、メール、面談等を行い、借受人世帯の生活状況や収入状況等を聴取しながら、償還に向けた支援の必要性や支援希望の有無を把握すること。
- ② ①の聴取・把握の結果、借受人の心身の状況、世帯の状況、これまでの生活状況等を踏まえると、借受人世帯の現在の生活を継続することが適当であり、猶予を経ても償還困難な理由が解消されず、また、就労・増収や家計改善等による生活再建も見込めないと判断できる借受人に対しては、市区町村社会福祉協議会が相談支援を行うとともに、何かあった場合には相談するよう当該借受人に伝えたり、定期的に当該借受人の生活状況等を確認したりするなどの見守り支援を行うこと。こうした見守り支援については、民間の支援団体と連携して行うことも有効である。

なお、地域の実情に応じて、自立相談支援機関がこの役割を担っても差し支えない。また、現在のフォローアップ支援の体制のもとで、都道府県社会福祉協議会が直接借受人の見守り支援を行っている等の事情がある場合は、都道府県社会福祉協議会もこの役割を担うことができるものとする。

また、当該借受人が、支援期間中、住民税非課税となった場合や生活保護を受給した場合など、「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」（令和2年3月11日付け厚生労働省社援発 0311 第8号厚生労働省社会・援護局長通知）の5に規定する償還免除の要件に該当することが判明した場合には、適切に償還免除を行うこと。

【例】

- ・ 高齢や長期療養中であるため、将来的に又は当面の間、就労や増収、家計改善等による生活の再建が見込めない者
 - ・ ひとり親であったり、一人で介護しているなどやむを得ない事情により、増収に向けた活動を行ったり、家計改善の支援を受けたりすること等が困難である者
- ③ ②を除く借受人のうち、支援の必要性がない、又は既に支援を受けていて猶予中に償還困難な理由が解消されると判断できる借受人に対しては、猶予期間経過後に円滑に償還が始められるよう、猶予期間の終了前に都道府県社会福祉協議会から償還の案内を行うこと。

【例】

- ・ 災害等に被災したり、病気療養中であつたりしたため猶予が適用されたが、猶予期間終了時には平時の生活に戻っている者
- ・ 収入減少によって生活が安定しなかつたため猶予が適用されたが、猶予期間終了時には収入がほぼ元の水準に回復している者

また、正当な理由なく支援を受けることを拒む借受人に対しては、信頼関係を構築した上で、自立相談支援機関をはじめ必要な支援につなぐよう努めるとともに、状況に変化がなければ、猶予期間の終了前に都道府県社会福祉協議会から償還の案内を行うこと。

- ④ ②を除く借受人のうち、猶予期間中に必要な支援を行うことで就労・増収や家計改善等による生活再建が見込める借受人であつて、自立相談支援機関等による支援が適当と認められるものに対しては、自立相談支援機関へ適切につなぐこと。

この自立相談支援機関へのつなぎは、あくまで借受人たる生活困窮者の生活再建のために行うものであつて、償還免除のみを前提としたものではないことに留意すること。

また、必要に応じて、都道府県社会福祉協議会から自立相談支援機関に支援状況を照会するなど、緊密な連携を図ること。

- ⑤ 連絡がつかないなど生活状況等の確認ができていない借受人については、猶予期間経過後に償還を求めることとし、必要に応じて償還指導を行うこと。

(2) 自立相談支援機関での支援

(1)の④により社会福祉協議会から情報提供があつた借受人たる生活困窮者について、アセスメントを行う。借受人やその世帯の生活再建に向けて自立相談支援機関による支援が必要と判断する場合には、就労支援や家計改善支援（自立相談支援機関による家計改善支援でも可）、その他の関連施策による支援など、個々の状況に応じた個別支援計画を作成し、継続的に支援を行うこと。その際、借受人個々の状況に応じて、定期的に支援状況の振り返りを行うこと。なお、あくまで、こうした支援は生活に困窮している者の自立を目指すために行われるべきであり、特例貸付の償還のみを目的としてはならない。

一方で、当該借受人が、支援期間中、住民税非課税となつた場合や生活保護を受給した場合など、「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」（令和2年3月11日付け厚生労働省社援発 0311 第8号厚生労働省社会・援護局長通知）の5に規定する償還免除の要件に該当することが判明した場合には、都道府県社会福祉協議会につなぐこと。

(3) 生活再建の可能性等の検討

- ① 市区町村社会福祉協議会又は自立相談支援機関においては、借受人の猶予期間が終了する時点で、それぞれの機関で実施した支援状況を踏まえて、
- ・ 償還猶予適用時に償還が困難であつた原因が解消されたか
 - ・ 償還を行った場合であっても生活ができるか
 - ・ 猶予期間中、借受人本人が個別支援計画に沿って増収を目指したり支出を見直そうとしたりするなど、生活再建に向けて誠実に取り組んできたか

など借受人やその世帯の状況を総合的に勘案し、猶予期間終了後に償還を行っても自立した生活が可能かどうか検討を行うこと。

- ② ①の検討の結果、これ以上の増収や支出見直しが困難であり、今後も償還が見込めないと判断される場合には、当該借受人への支援の実施状況、その時点における生活状況や償還を行うことが困難な状況等を記載した意見書（別紙様式例）を都道府県社会福祉協議会に提出すること。なお、支援の実施状況については、当該情報が記載された個別支援計画の写しを添付することにより省略できるものとする。また、都道府県社会福祉協議会が見守り支援を行っている場合は、意見書の提出は不要である。

ただし、当該意見書の提出に当たっては、猶予期間が終了する時点で、少なくとも6か月以上、市区町村社会福祉協議会等又は自立相談支援機関が（１）の②又は（２）の支援を行っていることが必要であること。

また、自立相談支援機関の支援を形式的に受けるに留まるなど、生活再建に向けて誠実に取り組まない借受人については、本手順による償還免除の対象とはなり得ないことから、意見書を作成してはならないこと。

- ③ また、①の検討の結果、猶予期間終了時でもなお償還が困難な状況が継続しているものの一定期間経過後に確実に償還が見込める場合、又は、償還が困難な状況を改善するため自立相談支援機関による支援を受けることに同意する場合は、その旨を記載した意見書（別紙様式例）を都道府県社会福祉協議会に提出すること。

（４）意見書に基づく償還猶予の延長や償還免除の適用等

① 償還猶予の延長

都道府県社会福祉協議会においては、市区町村社会福祉協議会又は自立相談支援機関から提出された意見書を踏まえ、当該借受人について、（１）の②又は（２）の支援を開始してから6か月が経過しておらず引き続き支援を要する場合、自立相談支援機関の支援が継続しているなど猶予期間の延長により借受人の自立につながると判断できる場合等には、猶予期間を延長することができる。

② 償還免除の適用

都道府県社会福祉協議会においては、市区町村社会福祉協議会又は自立相談支援機関から提出された意見書を踏まえ、当該借受人について、償還の見込みがないと判断できる場合には、会長の職権により償還免除を行うことができる。

具体的には、この場合について、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置である緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除の取扱いについて」（令和3年11月22日付け社援発 1122 第2号厚生労働省社会・援護局長通知）における別紙「緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除規程」の第2の1の三の「③ 12か月以上の償還が遅延している借受人について、償還指導を実施した上でなお償還の見込みがない場合」とみなすものである。

なお、都道府県社会福祉協議会において、これらの判断を行うに当たっては、借受人の間の公平性に十分配慮いただきたい。

また、償還免除後もなお生活に困窮することが想定される借受人については、引き続き、市区町村社会福祉協議会又は自立相談支援機関において必要な支援を継続すること。

(5) その他

① 償還猶予の積極的な活用

特例貸付における償還猶予の取扱いについては、「緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援について」（令和4年10月28日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡）の3の（1）により、猶予後の償還可能性を厳密に求めることなく、相談時点の償還困難な状況がある場合には積極的な対応をお願いしているところであり、引き続き、積極的な償還猶予の活用を図ること。

また、厚生労働省において、償還猶予の案内に関するわかりやすいリーフレットを作成しており、これと合わせて外国語9か国語に翻訳したものを厚生労働省ホームページ（下記 URL）に掲載していることから、活用すること。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

② 借受人が都道府県外に転居した場合の支援

借受人が貸付を受けた都道府県の外に転居している場合は、借受人にとって身近にある転居先の市区町村社会福祉協議会や自立相談支援機関により支援を受けることが望ましい。このため、必要に応じて当該借受人に関する情報を共有する等、それぞれの都道府県・市区町村社会福祉協議会や自立相談支援機関の間で適切に連携を図ること。

以上

<参考>

「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置である緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除の取扱いについて」

(令和3年11月22日付け社援発1122第2号厚生労働省社会・援護局長通知)

第2 第1以外の場合における償還免除要件

1 償還免除の実施可能な条件

一・二 (略)

三 都道府県社会福祉協議会会長の職権により免除を行うことができる場合

- ① 自己破産の手続きが完了又は個人再生の手続きを行い返済が完了し、免責が確定した場合
- ② 12か月以上の償還が遅延している借受人については、住居不明により償還催告通知書が返送される事実により、償還が開始されない場合
- ③ 12か月以上の償還が遅延している借受人について、償還指導を実施した上でなお償還の見込みがない場合
- ④ 償還期限到来後2か年連続して、借受人及び世帯主の住民税が非課税である場合
- ⑤ 償還未済額の時効が完成している場合
- ⑥ 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づく調停条項案により債務の全部又は一部の減免を要請され、債務整理が成立する場合

生活福祉資金貸付金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付金
償還猶予期間終了時の借受人の生活状況等に関する調査意見書

当該借受人の生活状況や償還が困難な状況等について、下記のとおり当該機関の意見を申し上げます。

令和 年 月 日
市町村社会福祉協議会会長又は自立相談支援機関の長

(都道府県) 社会福祉協議会 会長 殿

借受人氏名		生年月日	年 月 日生
貸付コード (分かる場合のみ)		金額	円
意見書の対象となる 資金の種類	<input type="checkbox"/> 小口 <input type="checkbox"/> 総合 (初回) <input type="checkbox"/> 総合 (延長) <input type="checkbox"/> 総合 (再貸付)		

猶予期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月
支援期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月
支援内容 (※1) (☑をつける) (複数選択可)	<input type="checkbox"/> ① 相談支援・見守り支援 <input type="checkbox"/> ② 家計改善支援 (※2) <input type="checkbox"/> ③ 就労支援 <input type="checkbox"/> ④ その他 ()
支援状況 (個別支援計画等 の添付で省略可)	
生活状況や 償還困難な 状況等 (①又は②及び その中の一つに ☑をつける)	<input type="checkbox"/> ① 償還が見込めない <input type="checkbox"/> 高齢や長期療養等の理由により、将来的に又は当面の間、就労や増収、家計改善等による生活の再建が見込めない <input type="checkbox"/> ひとり親、一人での介護その他のやむを得ない事由により、増収に向けた活動を行ったり、家計改善の支援を受けたりすること等が困難である <input type="checkbox"/> 生活再建に向けて誠実に取り組んでいるが、償還困難な状況が改善しない、償還により世帯の家計を圧迫するなど厳しい生活状況 <input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> ② 支援を継続することが適当 (か月程度) <input type="checkbox"/> 支援期間が6か月に満たず、生活状況や償還困難な状況等を見極めるためには、更なる支援が必要である <input type="checkbox"/> 就労や世帯の状況等により、現時点では償還が困難な状況であるが、引き続き支援することで償還が見込める可能性がある <input type="checkbox"/> その他 ()
備考欄	※上記の具体的な状況その他参考となる情報について記載

- ※1 「支援内容」欄について、事務連絡本文（1）②中の相談支援や見守り支援を実施した場合は「① 相談支援・見守り支援」に、（2）中の自立相談支援機関での支援を行った場合は「② 家計改善支援」や「③ 就労支援」にそれぞれ該当するものとして、チェックを入れること。その他の支援を行った場合は、「④ その他」にチェックを入れ、具体的な支援内容を括弧に記入すること。
- ※2 支援内容の「②家計改善支援」には、家計改善支援事業のほか、自立相談支援事業の中で行う家計改善のための支援を含む。